



傷害保険 自転車向けプラン

交通事故傷害保険

ファミリー
交通傷害保険

+ 賠償責任危険担保特約〔オプション〕

ご存知ですか？

自転車事故による損害額は 極めて大きくなる場合があります！

(ご参考)自転車事故の高額賠償判決例

判決	賠償命令額(概算額)	概要
東京地裁 2007年4月11日判決	5438万円	信号無視した男性の自転車が、青信号の横断歩道を歩行中の女性に衝突し、死亡させた。
大阪地裁 2007年7月10日判決	3000万円	前方不注意かつライト不点灯で走行していた未成年者(事故当時15歳)の自転車が、歩道を歩行中の男性に衝突し、死亡させた。

ご自身がケガをされた場合に備えて

賠償事故を起こした場合に備えて

ご自身の保険の内容をご確認ください。

急激かつ偶然な外来の事故により
ご自身がケガをされた場合は、
傷害保険・医療保険等で補償されます。

相手に損害を与え、法律上の賠償責任が発生した場合は、個人
向け賠償責任保険(個人賠償責任補償特約・賠償責任危険担
保特約等*)で補償されます。

*1 自動車保険や火災保険、傷害保険等の特約としてご契約いただけます。

被保険者またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約される時等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

上記の保険をご契約
されない場合には

傷害保険・自転車向けプランをおすすめします！

自転車運転中のケガおよび賠償事故*2を補償します。

自転車で転び、
ケガをしてしまったとき。



自転車で他人に
ケガをさせてしまったとき。



さらに、自転車運転中以外の以下の場合も補償の対象となります。

交通事故等によるケガを補償します。

※ 交通事故によるケガや駅構内におけるケガ、建物または交通乗用具の火災によるケガ等。



乗車中の事故で
ケガをしてしまったとき。



自動車にはねられたとき。 駅のホームで転んだとき。



ご家族も含め、日常生活上での賠償事故*2を補償します。



ゴルフで人にケガを
させてしまったとき。



買い物中にお店の商品を
誤って壊してしまったとき。

ご本人 **はもちろん、** ご夫婦 **でも** ご家族 **でも** ご契約いただけます。

【ご契約プラン(保険期間1年の場合)例】

ご契約パターン	補償項目 ・保険料	被保険者(保険の対象となる方)の範囲 ・保険金額および日額(ご契約金額)・保険料						
		Aプラン			Bプラン			
		ご本人	配偶者	その他の ご親族*1	ご本人	配偶者	その他の ご親族*1	
ケガの補償をご本人のみで ご契約の場合 ▶ 交通事故傷害保険 + 賠償責任危険 担保特約	死亡・後遺障害	500万円			500万円			
	入院保険金日額*2	3,000円			3,000円			
	通院保険金日額	1,000円			—			
	賠償責任*3		1億円			1億円		
	月払保険料		520円			410円		
ケガの補償をご夫婦のみで ご契約の場合 ▶ ファミリー 交通傷害保険 + 夫婦 特約 + 賠償責任危険 担保特約	死亡・後遺障害	500万円	300万円		500万円	300万円		
	入院保険金日額*2	3,000円	3,000円		3,000円	3,000円		
	通院保険金日額	1,000円	1,000円		—	—		
	賠償責任*3		1億円			1億円		
	月払保険料		730円			540円		
ケガの補償をご家族で ご契約の場合 ▶ ファミリー 交通傷害保険 + 賠償責任危険 担保特約	死亡・後遺障害	500万円	300万円	200万円	500万円	300万円	200万円	
	入院保険金日額*2	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	
	通院保険金日額	1,000円	1,000円	1,000円	—	—	—	
	賠償責任*3		1億円			1億円		
	月払保険料		1,030円			750円		

*1 ご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族および別居の未婚のお子様をいいます。ご親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

*2 手術保険金のお支払い対象となります。手術保険金のお支払額は手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍となります。

*3 免責金額(自己負担額)0円です。

※被保険者(保険の対象となる方)の範囲欄に記載の続柄は傷害および損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

※賠償責任危険担保特約をセットしない商品のご契約も可能です。ご希望の場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。

交通事故傷害保険 と **ファミリー交通傷害保険** は、交通事故等によるケガをされた場合に保険金をお支払いする保険です。交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の交通乗用具(自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等)との衝突、接触等の交通事故
- 運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故
- 乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故
- 道路通行中の建物の倒壊、建物からの物の落下、崖崩れ、土砂崩れ、岩石等の落下、火災または破裂・爆発等による事故
- 建物または交通乗用具の火災による事故 等

交通事故等を含む暮らしの中での急激かつ偶然な外来の事故を24時間補償する商品をご希望の場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約に関するご注意

- 保険金額の設定については、被保険者(保険の対象となる方)の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があり、特に被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合や、被保険者の同意がない場合にはご注意ください。
- 70歳を超える方を被保険者(保険の対象となる方)とするとご契約をお申込みいただく際には、お手数ですが、代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

ご注意

●このチラシは交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険の概要および保険金額(ご契約金額)・保険料表等を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。なお、ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このチラシの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

株式会社セフティー
TEL03-3838-3531 FAX03-3838-3536
〒125-0061 東京都葛飾区亀有1-15-1

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-868-100

受付時間:午前9時~午後8時(平日、土日祝とも)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

E14-84130新201205

07A6-GJ05-11178-2012年3月作成